

第17回 全員協議会会議録

1 日 時 令和6年12月4日（水） 午前11時44分 開会

2 場 所 本会議場

3 出席委員 15名

議 長	小 嶋 正 彰	議 員	渡 部 道 宏
副 議 長	宮 崎 淳 一	〃	天 野 京 子
議 員	島 田 竜 史	〃	阿 部 幸 夫
〃	今 田 亜 樹	〃	横 尾 祐 子
〃	渡 邊 能 成	〃	高 田 保 則
〃	岩 澤 愛	〃	宮 澤 一 照
〃	葭 原 利 昌	〃	霜 鳥 榮 之
〃	堀 田 孝 次		

4 欠席委員 0名

5 欠 員 1名

6 説 明 員 7名

市 長	城 戸 陽 二	農 林 課 長	高 橋 正 一
総 務 課 長	大 野 敏 宏	教 育 長	塚 田 賢
企 画 政 策 課 長	岡 田 豊	生 涯 学 習 課 長	鴨 井 敏 英
財 務 課 長	西 條 保		

7 事務局員 3名

事 務 局 長	横 田 晃 悦	主 査	貫 和 志 行
庶 務 係 長	霜 鳥 一 貴		

8 件 名

- 1) 妙高市史編さん計画について
- 2) 多面的機能支払交付金の返還事案について

○議長（小嶋正彰） ただいまより、全員協議会を開催します。タブレットのサイドブックスのアプリ、タップしていただいて、市議会フォルダーの全員協議会。本日の資料 061204 全協レジメ執行部側がありますのでご確認をください。

1) 妙高市史編さん計画について

○議長（小嶋正彰） よろしいでしょうか。はい。それでは、片括弧 1、妙高市史編さん計画について報告願います。
鴨井生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） それでは妙高市史編さん計画の概要についてご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。妙高市史の編さんにつきましては、平成の市町村合併から 20 年を迎える中で、これからの市の将来をより

良い方向に進めていくために、将来映し、書、過去を映し、将来を照らす鏡になる市史を編さんしようと、令和5年度から計画の策定を進めて参りました。本年3月には、準備委員会により市史編さん計画案、報告書がまとめられ、すでに議員の皆様には、4月に報告書をお配りさせていただいておりますが、その後、市史編さん委員会で審議しました計画案に対するパブリックコメント手続きが完了しましたので、改めて計画の策定までの経過と、計画の概要についてご説明申し上げます。初めに、計画策定に至る経緯をご説明申し上げ、申し上げます。①の市史編さん準備委員会の開催です。今回の計画策定に当たりましては、令和5年6月に、1ページ目中段に記載の自治体誌の編さんに詳しい専門家5名で構成される準備委員会を設置し、3回の委員会を通して目指すべき市史の姿やその実現に向けたプロセスを中心に計画案の検討を進めました。②の市民アンケート者のアンケート調査の実施につきましては、準備委員会を進める中で、市民が、市民が求める新たな市史の姿を明確にするため、昨年9月20日から11月20日までの期間で市民アンケート調査を実施いたしました。市内外の344人の方から回答いただき、旧3市町村の歴史が偏りなく扱われ、わかりやすさと専門性が両立した市史が求められていることなどがわかりました。アンケート調査の結果につきましては、資料別紙1を後程ご参照いただければと思います。③番目、妙高市史編さん計画案、報告書の作成及び提出では、昨年度の準備委員会において検討されました指針編さんの基本方針や全体構成、刊行スケジュールにつきましては、最終的に妙高市史編さん計画案、報告書としてまとめられ、本年3月29日に準備委員会の委員長より市長並びに教育長に提出いただきました。2ページ目の上段には、市民の参加参画による市史編さんを目指すなど、指針編さんの基本姿勢が5つの視点でまとめられております。④の市史編さん委員会の開催につきましては、本年5月、市史編さん計画の推進及び進捗管理を行うための組織として、2ページ目中段に記載の各界の代表者10名で構成される、市史編さん委員会を設置いたしました。7月に開催いたしました第1回委員会において、この計画案、報告書について審議が行われ、内容のご承諾をいただくとともに、ご意見のありました図表などの部分的な修正を経て、パブリックコメントを実施する運びとなっております。⑤のパブリックコメントの実施は、本年9月17日から10月17日までの期間で実施し、1件の意見が寄せられました。この意見につきましては、全市的な集落調査の重要性についての見解であったため、計画が目指す方向性と一致していることから、計画自体の修正は行っておりません。⑥史編さん委員会の報告についてですが、本計画につきましては、今月25日に開催を予定しております、2回目の市史編さん委員会で、パブリックコメントの結果を報告し、正式な計画として承認していただく予定となっております。3ページ目をご覧ください。市史編さん、妙高市史編さん計画の内容についてご説明申し上げます。1番目の市史編さんの目的です。市史の編さんは郷土に対する誇りや愛着を育み、アイデンティティを形成していく上で大変重要なものです。編さんの背景としては、旧3市町村史の刊行から、古いもので半世紀が経過しており、刊行から今日までの新たな部分の記録化や、これまでの調査研究成果に基づき、妙高市としての新たな歴史像の提示が必要となっていることなどがあげられます。編さんの目的につきましては、愛郷心やまちづくり意識の醸成、各地域に伝わる歴史文化資料の継承、教育文化の向上と地域の活性化などとしております。2番目の基本方針です。歴史文化資料の調査保存公開に関しましては、各地域に伝わる有形無形の資料を偏りなく調査することや、市内のすべての集落を漏らさずに調査することなどを基本としております。市史の内容につきましては、妙高市が誇る自然、文化、産業などの特色や魅力を大きく取り上げ、テーマ性のある刊構成にまとめることとしております。すべての市史の刊行後は、子ども向けの普及書や電子版の編さんに取り組み、活用を図って参りたいと考えております。3番目の内容につきまして、新たな市史の形態としましては、従来の暑くて重いものではなく、こちらの方にあるのが、これまでの市史なり、旧新井市、旧妙高高原町、旧妙高村の市史。手に取りやすい、親しみやすいものとなるよう、B5サイズの企画で1巻あたり300ページ前後を目安としております。イメージといたしまして、他市、館林市というところで作ってる市史ですけども、これが私が今お話しした、B5サイズ、300ページです。中をご覧くださいと、カラーでですね、これまでの

市史と違うような形になってますので、こういったわかりやすいものを想定をしており、各巻の内容につきましては、4ページ上段の表にまとめてありますけども、妙高市歴史文化基本構想の中で注目した妙高山、信越の交流、水と雪に通史を加えて4つのテーマで編さんし、そのテーマごとに1巻にまとめ全4巻で構成することを目指しております。4番目の観光計画です。4ページ下段のスケジュール表をご覧ください。編さん期間につきましては、令和14年度までとし、市制25年目となる令和11年度に第1巻を刊行し、その後、令和14年度まで毎年1巻ずつ刊行していくことを目標としております。最後に編さんのための組織についてご説明申し上げます。5ページをご覧ください。本年度すでに設置しております、市史編さん委員会の他に、今後、調査執筆などの実務を担当する組織として、編集委員、調査執筆委員、調査協力委員で構成されるし、市史専門委員会を設置する計画としております。令和7年度からは、この市史専門委員会の活動を軌道に乗せ、市史編さん委員会と連携しながら事業を着実に進めて参りたいと考えております。新しいイメージでの市史の編さんに挑戦して参りますので議員の皆様からのご理解、ご協力、ご支援をいただきますようお願い申し上げます。以上で妙高市史編さん計画についての説明を終わります。

○議長（小嶋正彰） ただいまの件について何かございませんか。ございますか。渡部議員。

○議員（渡部道宏） はい。市史のサイズ感なんですけども、B5版っていうんですが、できれば本当はA4版で今行政文書もA4版化されてますし、字は少しでも大きく。ただ、電子版になればね、自分で大きく広げられますが、B5版というどうしても、その学術っていうかね、学術的なたしか一生懸命見ないっていうイメージがありまして、A4版であれば、汎用するっていうか、市民でもちょっと見れるのかなって感じがしますので、できれば字をなるべく大きくしていただくようご努力いただければありがたいなと思います。以上です。

○議長（小嶋正彰） 鴨井生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） ご意見ありがとうございます。これまでのですね、市史の形態を再度確認をしながらですね、基本的なアンケート結果、市民が求めているニーズとしても、今おっしゃられたような見やすく、そして持てば専門性がある、でわかりやすいっていうところがありますので、そういった部分を考慮して検討して参りたいと考えています。

○議長（小嶋正彰） 他にございませんでしょうか。はい。はい。それでは1件目を終わります。しばらくお待ちください。

2) 多面的機能支払交付金の返還事案について

○議長（小嶋正彰） 続きまして、片括弧2、多面的機能支払交付金の返還事案について報告願います。高橋農林課長。

○農林課長（高橋正一） はい。農林課の高橋でございますよろしくお願いいたします。最初に資料の確認をさせていただきます。多面的機能支払交付金の返還事案について、それと参考資料として3ページ目になりますが、交付金の概要をお配りさせていただきましたので、ご確認をお願いいたします。なお3ページ目の交付金の概要につきましては、後程ご確認いただくということで、説明のほうは割愛させていただきます。それでは、多面的機能支払交付金の返還事案の発生につきまして、1の概要から、5の再発防止策までを、私の方から説明をさせていただきます。まず一番の概要ですが、本事案は、多面的機能支払交付金を活用している活動組織のうち、妙高市広域協定運営委員会において発生したものであります。これまで、多面的機能高支払交付金の実施要綱に基づきまして、詳細な調査を実施し、広域協定に対して、令和6年11月28日付けで交付金の返還を求める措置を講じ、講じております。（1）の交付金の返還となる対象期間は、書類の保存期間である。平成30年から令和4年度の計5カ年となっております。（2）の事案内容につきましては、広域協定に参加している1集落におきまして、作業日誌や金銭出納簿等の書類の不備及び、補助対象外の取り組みなどへの不適切支出があったものでございます。これによる（3）交付金の返還額といた

しましては、総額 1529 万 2000 円となっております。続きまして、2 の経緯等でございますが、(1) 経緯といたしまして、令和 5 年 4 月に多面的機能支払交付金の経理状況について、市へ相談がとこあったことから、広域協定に対し、聞き取り調査及び書類の確認作業を開始いたしました。令和 5 年 7 月からは、新潟県に相談を行い、調査結果等の報告や今後の対応について協議を重ねて参りました。その後、調査概要がまとまってきたことから、令和 6 年 4 月に北陸農政局へ状況報告をしております。以後、これまでの間、広域協定に対する調査、及び当該 1 集落への聞き取り調査等を進めながら、国や新潟県との協議を重ね、令和 6 年 11 月 21 日付で、国、県、市との間で、調査内容を確認した上で、交付金の返還額が確定されたものでございます。(2) 交付金の交付状況ですが、令和 5 年度分につきましては、通常通り減額交付をしております。しかしながら、令和 6 年度分につきましては、事案の詳細が固まってきたことから、広域協定に対しましては、県から交付金の一部の交付留保とする措置が示され、市といたしましても、交付を一部停止しておりました。交付留保分につきましては、現在それが留保が解除されましたことから、11 月 15 日に公布をしております。なお、当該の 1 集落に対しましては、交付金が全額返還されるまで、交付金の全額を交付停止とする措置がなされております。3 の原因といたしましては、まず、広域協定におきましては、制度内容に関する集落への指導や啓発が不足しており、制度理解度の醸成が十分に図られなかった他、集落から提出される書類のチェックが十分できていなかったことが挙げられます。市におきましては、交付金を交付する立場といたしまして、制度の周知が十分でなかったこと、並びに、広域協定から提出される書類に対し、実績報告書の審査や実施状況のチェックが、細部に至らなかったことにより、不適切な支出、処理を発見することができなかったことが、本事案発生の原因となっております。4 の今後の対応ですが、本事案によりまして市は国及び新潟県に対しまして交付金の返還が必要となることから、本会議最終日に補正予算案を追加提案させていただきたいと考えております。歳入に当たります返還額につきましては、先ほど申し上げました 1529 万 2000 円、歳出につきましては 4 分の 3 にあたる 1146 万 9000 円を国と県に返還したいと考えております。なお、広域協定からの返還につきましては、全額返還に向け、現在、関係者と協議を進めているところでございます。2 ページ目に移ります。本案の発生を受けまして 5 の再発防止策といたしまして、広域協定では、組織の再構築を行い、事務局機能及び内部チェック体制の強化を図っていく他、制度理解度の醸成を目的とした定期的な学習会の実施を計画しております。また市におきましては、専属の会計年度任用職員を配置し、関連書類に対するチェック機能の評価を図っていくほか、制度内容の周知を徹底するために、同交付金を活用している市内の全活動組織 16 団体に対して、学習会の実施を計画しております。以上、農林課分の説明を終わらせていただきます。

○議長（小嶋正彰） 大野総務課長。

○総務課長（大野敏宏） はい。続いて総務課より、この度の事案に対する職員の処分などについて報告させていただきます。6、職員の処分をご覧ください。職員の不適切な事務処理により、交付金の返還や一部留保などの市政に対する信用を損なう結果となったことから、地方公務員法及び、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の規定に基づき、令和 6 年 12 月 2 日に対象職員に対して処分を行いました。処分対象者は、平成 30 年度から令和 4 年度までの交付金担当職員、及びその係長で、管理職を、管理職員を含む 40 代、50 代の職員 5 名となっております。処分の内容は戒告処分であり、12 月 2 日に処分書の交付を行いました。また、処分対象者の管理監督の立場にあった 4 名の職員について、同日付で訓告を行ったところでございます。次に 7、市長、副市長の減給についてになります。今回の事態により、市政に対する信用を大きく損ねたことに対し、市長及び副市長より、みずからの責任を明らかにするため、令和 7 年 1 月から 3 月までの 3 ヶ月分の給与月額について、100 分の 10 を減額する申し出がありました。特別職である市長の給料の減額につきましては、条例による措置でない場合は、公職選挙法による公職の候補者等の、寄付の禁止の規定に抵触するため、本議会の最終日に、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正と、人件費の補正予

算を追加提案させていただきたいと考えております。以上で、多面機能支払交付金の返還事案についての説明を終わります。

○議長（小嶋正彰） 城戸市長。

○市長（城戸陽二） まずはこの度の不適切な事務処理によりまして、市政に対する信頼を大きく損ねる結果と、なりましたことに対して、深くお詫びを申し上げます。今後は、二度と同じようなことが起こらないよう、職員一人ひとりが職務に精励することを心がけるとともにですね、チェック体制の強化などを図りながら、市政の信頼回復に努めて参りたいと考えております。

○議長（小嶋正彰） ただいまの件には、本議会定例会中に追加議案が予定されておりますので、本日は聞き置く程度にとどめることにしたいと思います。以上で、全員協議会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後１２時０５分